



Title	モンゴル銀行制度に関する研究:1990～2000
Author(s)	ジャミヤン, ガンバト
Citation	経済學研究, 52(1), 85-108
Issue Date	2002-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32250
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(1)_P85-108.pdf



モンゴル銀行制度に関する研究

—— 1990～2000 ——

ジャミヤン ガンバト

はじめに

1. 本稿の課題
2. 先行研究及び国際機関の提言とモンゴル政府の対応

I 市場経済移行期における銀行制度の法的規定

1. 1996年モンゴル銀行法
2. 1996年銀行法とその一般的特徴
3. 1996年銀行法における強制的措置
4. 銀行制度に関連するその他の法令

II 銀行制度の現状とその問題点

1. 商業銀行の現状
2. 商業銀行の資金調達
3. 商業銀行の資金運用
4. 商業銀行の問題点

おわりに

はじめに

1. 本稿の課題

モンゴルの体制転換は銀行制度の改革から始まった。すなわち、体制転換の前提である所有制の移転を法的に規定した民営化法¹⁾の制定(1991年5月)以前の段階で、政府は1990年8月、第422号決議によって商業銀行一般の設立を承認したのであった。この決議をもつ

て1990年9月には商業銀行としての協同組合銀行が、同年10月には商業発展銀行が設立され、以降種々の商業銀行が設立された。この行政的決定から遅れること半年を経た1991年4月にモンゴル銀行の中央銀行としての地位と商業銀行制度の運用を法的に規定する「モンゴル人民共和国の銀行法」(①pp. 88 - 97, 以下「1991年銀行法」と略称)が制定された。このように、中央銀行であるモンゴル銀行と複数の商業銀行とからなる二層構造をもつ銀行制度が設立された。

本稿では、このように二層構造の銀行制度の導入から始まった銀行制度の改革がどのように展開され、商業銀行がどの程度金融機能を果たしているかについて検討する。

分析手法となるものは一次資料としての銀行制度に関する各種立法の条文の検討である。なぜならば、銀行制度の改革に応じてなされた各種立法は銀行制度の実態を反映したものであるからである。

2. 先行研究及び国際機関の提言とモンゴル政府の対応

モンゴルの銀行制度に関する先行研究は、主として国際機関及び日本人による研究に限られている。日本における先行研究のほとんどは国際通貨基金をはじめとする国際機関の行った研究成果に大きく依存している。一例として青木②などが挙げられる。これらの研究は1990年代初期の金融制度、特に銀行制度の生成プロセスとその政策について紹介しているが、筆者に

1) モンゴルの民営化法の規定及び企業制度については拙稿『経済学研究』(北海道大学)2001年9月第51巻第2号pp. 97 - 120)を参照されたい。

とても大いに参考になった。また、欧米の先行研究としては世界銀行をはじめとする国際機関が発表した研究④、⑤が1990年代初期の銀行制度の政策について焦点を当てて検討している。しかしながら、上記の先行研究においては法令など一次資料を参照した実証研究は少ない²⁾。

1990年代後半におけるモンゴル金融制度に関する代表的な研究としてはB. Val'ters, P. Luvsandorzh [他] ⑥が挙げられる。この研究はモンゴル人研究者も含めて外国人研究者を中心とした共同研究であるが、注意すべきことはモンゴルの金融制度についての誤った認識が多数あることである³⁾。

モンゴルの体制転換における国際機関の役割に関する評価については以下の点を指摘しておきたい。国際通貨基金と世界銀行は旧ソ連及び東欧諸国の政策決定に深く関わったが、いくつかの失敗を招いたとされている⁴⁾。たしかにBoone⑥も述べるように、モンゴル金融制度の改革は国際通貨基金（モンゴルは1991年2月

に正式に加盟した）の指導と支援を受けていた。上述の1991年銀行法①は国際通貨基金の支援の下で作成されたと言われている⁵⁾。しかし本稿第Ⅱ節において見るように、同法①はモンゴルの金融事情を考慮せずに一般的な銀行制度を規定したものに過ぎなかった。モンゴル政府は、1992年に国際通貨基金の推し進めていた構造調整を実施するための融資供与に対して、企業などに供与する補助金の廃止による支出削減と貨幣供給量の減少によるマクロ経済の安定化を図ることを約束した。黒川雄爾氏は次のように述べている。「モンゴルは、国際機関との協議でアクション・プログラムを作成し、経済のみならず、政治、社会、文化を含め194項目と膨大な実施計画を約束し、事実上国際機関の監督下にある」⁶⁾。国際通貨基金の推し進めたこのような政策によって財政赤字の規模が削減され、中央銀行の通貨発行量が減少したためにインフレは抑制されていった。

しかし、国際通貨基金による改革提案の本身はモンゴル側が用意していた政策内容よりもはるかに厳しいものであった⁷⁾。例えば、国際通貨基金が要求した通貨供給の年間増加率は25%以下とするというものであったが、モンゴル銀行はこれを達成できず1994年8月での実績は80%であった⁸⁾。国際通貨基金が提案した政策によるポジティブな効果を完全に否定するわけではないが、結果として国際通貨基金の指導と支援は少なくとも部分的には誤ったものであったという見解が一般的である⁹⁾。

2) 唯一の例外は青木②であって、国際機関の報告書に依存しつつ、英語版の銀行法①の内容を検討している。

3) この研究は市場経済移行期における実証研究として書かれているが、モンゴル経済の現状について不備な点がいくつかある。モンゴル人著者による現状分析も見られない。例えば、金融制度に関する誤りの一例として1991年銀行法①の制定によって商業銀行が設立され金融制度の改革が始まったとしているが(p.143)、本稿で見るように商業銀行の設立は1991年銀行法①の制定以前であった。もう一つの例は、改正後の銀行法においてモンゴル銀行は商業銀行に対して情報を提供するとしているが(p.149)、このような規定は1996年モンゴル銀行法②及び1996年銀行法③においては定められていない。

4) 例えば、渡辺博史氏は「問題は、支援対象国のマクロ経済政策へのIMFのコミットの仕方にあった」と指摘し、「ザックスは、アルゼンチン、ボリビア、その他の発展途上国で彼が携わったインフレ抑制策の実践を、ポスト共産主義という異なる体質の経済でも実験しようとした」とするポーランドの経済学者の発言を引用している(③pp.23-24)。

5) 種田 [他] ⑤p.87.

6) 黒川⑥p.90.

7) Peter Boone⑥p.354.

8) 安田⑥p.95.

9) 栗林純夫・白須孝両氏は国際機関の政策について次のように批判している。「国際機関のスタッフは当該国の首都中心の調査・ヒアリングを行い、定式化された政策を提言する。当該国の経済的現実を全国的な視点で捉えていないことが多いことを認識すべきものである」(栗林, 白須⑥p.90)。また、黒川雄

本稿は先行研究を踏まえ、モンゴルの銀行制度を形成した法的整備に着目して、1990年代後半を含めた市場経済移行期における銀行制度の形成とその特徴を検討する。また、第Ⅱ節においては、入手可能なデータを利用して商業銀行の現状を分析する。

I 市場経済移行期における銀行制度の法的規定

冒頭で述べたように、すでに1990年にはモンゴル銀行制度に関する行政的決定が出されていたが、法律として最初のものは1991年銀行法①であった。この法律によって、社会主義時代には一体であったが、1990年以降実質的に分離されていた中央銀行と商業銀行のそれぞれの機能が定められた。

1991年銀行法①の規定は、1996年になって、1996年モンゴル銀行法②と1996年銀行法③とに分離され改正された。本節では、これら改正後の条文を1991年銀行法①と比較しつつ検討し、モンゴルの市場経済移行期における銀行制度の特徴を明らかにする。

1. 1996年モンゴル銀行法

中央銀行としてのモンゴル銀行の法的地位と機能を明確にし、強化したのは1996年10月から施行された「モンゴル国の中央銀行（モンゴル銀行）に関する法律」（②pp. 339 - 355, 以下「1996年モンゴル銀行法」と略称）である。1991年銀行法①でもモンゴル銀行の発券銀行としての法的地位が規定されていたが、1996年モン

ゴル銀行法②においてはより明確に「国家の通貨政策を実施する権限を持つ機関で、かつ国家が設立した法人である」と規定された。同法によれば、モンゴル銀行は国会に対して業務内容を報告するが、国会はモンゴル銀行の業務に対しては干渉しない。国会はモンゴル銀行総裁及び副総裁を任命する。さらに、モンゴル銀行は政府から独立した機関であって、政府の決定が国会で承認された国家通貨政策に違反したときには政府に通告する（同法②の第31条）。この定義から分かるように、モンゴル銀行は他の国家機関から独立した通貨政策・金融制度を統括する国家機関であると同時に貸付などの事業活動を行う法人でもある。ここでさらに注意すべき点は、モンゴル銀行に対して国家が担う義務が明確に規定されたことである。すなわち、政府はモンゴル銀行の債務に対して責任を負わなければならないとされた（②の第35条第2項）。

モンゴル銀行の通貨政策の実施手段としては、以下の五つが挙げられる。すなわち、1) 預金準備制度の導入¹⁰⁾、2) 商業銀行に対する貸付量の決定¹¹⁾、3) 公定歩合¹²⁾、4) 公開市

10) 商業銀行の預金準備率はモンゴル銀行が定める。法律によれば、モンゴル銀行が定める預金準備率は負債総額の5%から30%の間でなければならない。ただし、負債総額に資本金は含まれない。

11) モンゴル銀行は利子率の差別化を伴って、あるいは差別化を伴わずに商業銀行に対して貸付を供与する。

12) モンゴル銀行は、自行の貸付利子率及びモンゴル銀行発行の有価証券（1997年以降、中央銀行短期証券と呼ばれるようになった）の利子率、並びに手形の再割引率によって公定歩合政策を実施する（②の第14条）。ここで、公定歩合に関して次のことを述べておきたい。モンゴル銀行の商業銀行に対する貸付利子率を決定する際の重要な要素は、中央銀行短期証券利子率である。すなわち、モンゴル銀行の貸付利子率は中央銀行短期証券利子率をベースにしてそれに15%を上乗せして定められる。なお、モンゴル銀行法②の制定翌年の1997年2月における中央銀行短期証券利子率は35%であった（⑥p.22）。1997年末時点で、インフレ率は20.5%であった。

爾氏は国際機関のモンゴルに対する四つの誤りを指摘しているが、その一つとして「商人、銀行という市場経済におけるリスクテーカーが不在であるにもかかわらず何の対策もなしに計画経済の行政部門を切り捨ててしまったが経営資源の育成・定着までの期間は、流通システムの維持、再建に細心の留意をすべきであった」と述べている（黒川⑥p.92）。

場操作¹³⁾、5) 商業銀行の対民間貸付残高に対する制限である。これらのうち 1) の預金準備制度の導入及び 2) の商業銀行に対する貸付量の決定、並びに 3) の公定歩合は 1991 年銀行法①においても定められていた。そして 1996 年モンゴル銀行法②において 4) の公開市場操作及び 5) の商業銀行の対民間貸付残高に対する制限が追加された。このように、商業銀行の貸付業務を規制する多様な手段、特に 5) の商業銀行の対民間貸付残高に対する制限などに代表されるモンゴル銀行の強権的な権限は市場経済移行期におけるモンゴルの銀行制度の特徴である。すなわち、モンゴル銀行による上記の四つの手段が通貨政策手段として不十分と認められた場合に、第 5 の手段としてモンゴル銀行が個々の商業銀行の個人及び法人に対する貸付残高を制限することができるのである(②の第 16 条)。

1996 年モンゴル銀行法②において最も抜本的に改正された条文は、モンゴル銀行の商業銀行業務に対する監督業務の規定である。1991 年銀行法①においては、商業銀行が閉鎖される場合とは、商業銀行が破産したとき、あるいは商業銀行の定款に従って自発的に閉鎖される場合だけであった。しかし、1996 年モンゴル銀行法②によってモンゴル銀行の商業銀行業務に対する監督業務が一層強化され、強制的な閉鎖措置も導入された(②の第 19 条)。その内容は、商業銀行の設立免許の取消及び商業銀行に対する強制的措置としての特別規制、並びに管財人による管理である。これらの規定については第

I 節第 3 項で詳しく検討される。

このように、1996 年モンゴル銀行法②は、1998 年の改正モンゴル銀行法(②1998 年 9 月 4 日号)及び 1999 年の再改正モンゴル銀行法(③1999 年第 37 号)によって補足・改正されたが、改正点の中で注意すべき点は、次の 2 点である。第 1 の点は、既に述べた「政府はモンゴル銀行の債務に対して責任を負わなければならない」という条項が削除されたことである。すなわち、国際通貨基金の助言を受けつつ市場経済化が経過して既に 6 年間を経た 1996 年の時点まで、社会主義旧体制の特性が残存していたことを示している。1998 年に至ってようやく中央銀行は市場原理の枠の中に組み入れられることになったのである。第 2 の点は、モンゴル銀行の商業銀行に対する監督業務についての規定が変更されたことである。すなわち、モンゴル銀行が商業銀行に対して適用する強制的措置が商業銀行の業務改善に重点を移すことになった。第 3 項においてこの問題を検討してみよう。

2. 1996 年銀行法とその一般的特徴

まず、商業銀行に関する法的規定を見てみよう。既に述べたように、商業銀行の主な業務を定めた 1991 年銀行法①の規定は、1996 年に制定された「モンゴル国の銀行に関する法律」(③ pp. 355 - 376, 以下「1996 年銀行法」と略称)によって分離され改正された。

1991 年銀行法①において、商業銀行は主要業務である預金及び貸付、並びに国内決済勘定取引の他に、モンゴル銀行の許可を受けて次の業務を行うことができると定められていた。それらは、1) 債務保証書の発行、2) 外貨の売買¹⁴⁾、3) 貴金属¹⁵⁾や宝石¹⁶⁾の売買、4) 貴金

13) モンゴル銀行は、商業銀行が保有する余分な(資金)を運用するために金融市場で国債及び中央銀行短期証券、並びにその他の有価証券を売買する。これらの中で 1993 年から発行されている中央銀行短期証券は、通貨政策の重要な手段となり、1997 年末時点で 11 の商業銀行がこれを購入していた(⑥ p. 24)。後の表 7 で見るように、1999 年 9 月時点で中央銀行短期証券は商業銀行全体の資金運用の中で 13% を占めている。

14) 民間商業銀行は積極的に外貨の売買取引を行っている。例えば、有力な民間商業銀行であるゴロムト銀行は、国内通貨の対米ドル為替レートを安定させる

属及び有価証券の保管, 5) 海外決済勘定取引, 6) 有価証券の発行と売買である。1996年銀行法③においては商業銀行の業務としてリース取引と投資・金融業務に関する情報提供サービスが追加された(③の第6条)。さらに重要なことは, 商業銀行が一つの債務者(法人・個人を問わず, またそれと関連する者を含む)に供与する貸付額と債務保証額の合計は, 当該商業銀行の純自己資産の20%を超えてはならないという規定が, 1996年銀行法③で追加された。ここで言う商業銀行の債務保証書の発行とは, 商業銀行が一つの債務者(それと関連する者を含む)の第三者に対する債務に関して発行する支払の保証書である。この債務保証は日本の銀行制度にはみられないものである。

こうして定められた商業銀行業務の内容について以下の2点に注意すべきである。第1の点は, 商業銀行の発行する債務保証業務に関わる規定である。すなわち, 担保となる資産の登記制度が整備されていない状況の中で, さらに商業銀行の経営ガバナンスや融資の審査機能が十分機能していないために, 債務保証書の発行は不良債権の増加につながったのである。なぜならば, 商業銀行の発行する債務保証書は, 自らが行う貸付と同様な性質を持つために借り手が返済不能な状況に陥った場合には, 当該商業銀行の不良債権として分類されるからである。第2の点は, 貴金属や宝石の売買と保管に関する規定である。1991年銀行法①の制定以来, この業務が中央銀行の許可の下に認められていたにもかかわらず, 商業銀行には金を含めた貴金属の購入許可が一度も与えられていないこと

である。金を含めた貴金属の購入権は相変わらずモンゴル銀行の権限下にある¹⁷⁾。

また, 1996年銀行法③は商業銀行の貸付担保とその利子について新たな規定を導入した。すなわち, 1996年銀行法③の第9条によれば, 商業銀行は延滞債権が生じた場合, 裁判所の判決に基づいて債務者(法人代表者を含む)の所有する担保外の個人資産, 株式などを受け取れることとなった。これはモンゴルの銀行制度の大きな特徴である。

1996年銀行法③において新たに定められた注意すべき規定は, 商業銀行の株式保有に関する上限規定である。商業銀行が保有する株式などの有価証券は純自己資産の20%を超えてはならないとされた。さらに, 商業銀行が保有できる個別企業の株式数はその企業の発行済株式の5%以下でなければならないとされた(③の第6条)。なお, ここで1991年銀行法①と1996年銀行法③との間で変化がなかった条文として次の2点を挙げておく。第1は, 商業銀行が生産活動や保険業務など非銀行活動に従事することが禁止されているという点である。第2は, 商業銀行の土地取引も禁止されているという点である。このことは土地を担保にして貸付を行うことができないということを意味する。モンゴルでは2001年においても土地は国有となっているからである。これはモンゴルの銀行制度の大きな特徴である。

3. 1996年銀行法における強制的措置

ここでは, 1996年銀行法③の最大の特徴である商業銀行に対する強制的措置を検討してみよう。モンゴル銀行は, 商業銀行が1996年銀

ために米ドルを大量に売却したという新聞報道がある(②1999年8月16日号)。

- 15) 「モンゴル国の貴重資産に関する法律」(以下「貴重資産法」と略称)の第3条によれば, 貴金属とは「金, 銀, 白金及びその合金類」である(④p.47)。
- 16) 宝石とは「ダイヤモンド, ルビー, エメラルド及び真珠など」である(④p.47)。

17) 貴重資産法第5条の規定に従って国会は, 毎年モンゴル銀行が購入する貴金属及び宝石の量を決定している。例えば, 2000年の例で言えば, 国会は2000年度にモンゴル銀行の購入する金の量を9,000キロ, 国内の製造業者に売却する金の量を50キロとそれぞれ決定している(②2000年5月5日号)。

行法③に違反した活動を行った場合に以下の八つの措置を採る。すなわち、1) 書面による警告、2) 違反行為の停止についての期限付き命令、3) 商業銀行の一部業務の制限と停止¹⁸⁾、4) 罰金、5) 商業銀行頭取の職務の一部停止及び解任、6) 特別規制、7) 管財人による管理、8) 商業銀行設立免許の即刻取消¹⁹⁾である(③の第31条)。以下では、これらの強制的措置のうちに最も厳しい措置である特別規制と管財人による管理についての規定を検討してみよう。

(1) 特別規制

特別規制(直訳では特別情勢)とは、当該商業銀行がモンゴル銀行の定めた商業銀行経営基準²⁰⁾を3カ月間にわたって果たせなかった場合に、支払不能な状況に陥る可能性が存在すると認定し、当該商業銀行の経営の健全性を回復するために、適用する措置である(③の第33条)。特別規制が実行されたときには、モンゴル銀行が任命した全権代理者が当該商業銀行を経営する。全権代理者の任命期間は1年間であり、当該商業銀行が上記の経営基準を十分に満たした場合は、特別規制が部分的あるいは完全に解除される。モンゴル銀行は、1996年に一度だけ(アルド銀行)特別規制を実施したが、1999年に入ってから商業銀行に対して特別規制をしばしば実施した。例えば、1999年の2月から同年の5月にわたってモンゴル銀行は農業銀行、復興銀行、投資技術革新銀行

に対して特別規制を適用した²¹⁾。

モンゴル銀行は、特別規制を適用した場合に二つの方策を実行する。それらは1)株主の権利を停止すること、2)当該商業銀行の頭取及び取締役の権限を停止し、当該商業銀行の経営権を全権代理者に移転させることである。全権代理者は以下の権限を有する。すなわち、1)当該商業銀行のすべての業務に対して自ら決定を下すこと、2)預金者を含む第三者に対する債務の支払を特別規制の期間中は停止すること、3)特別規制の適用以前に当該商業銀行が結んだ貸付契約が当該商業銀行の再建に悪影響を及ぼすと認識されたときには、その貸付契約を変更すること²²⁾、4)商業銀行を代表して新たな貸付契約を結ぶこと、5)商業銀行を代表して債権の回収を要求すること、6)当該商業銀行の職員に対して解雇を含む雇用契約の変更を実施し、あるいは必要な職員を特別規制中に限って一時的に雇用することである(③の第36条)。

以上の特別規制の規定においては次の2点に注意を払うべきである。第1は、商業銀行の株主の権利を停止できるという中央銀行の権限が認められたことは社会主義旧体制の特性が継続されていることを意味する。第2は、市場環境が完全に整備されていないがゆえに、中央銀行の商業銀行業務への介入が非常に強度で

18) 例えば、モンゴル銀行はシネチレル銀行(旧工業銀行)の海外決済勘定取引を行う許可を停止した(②1999年227号)。

19) 後述するように、モンゴル銀行はこの措置を頻繁に適用していた。例えば、最近の一例としては輸出入銀行の商業銀行設立免許の取消がある(②1999年12月29日号)。

20) 1996年銀行法③の第15条で詳しく定められているが、代表的な指標を挙げれば預金準備率を下回らないこと及び一定の貸倒引当金を保有することなどである。

21) ②1999年2月13日、4月26日、5月18日各号。

このように、1996年銀行法③において規定された強制的な措置が商業銀行に対して適用されているが、問題はこうした適用措置の実施のタイミングとその効果であると筆者は考える。すなわち、適用の決定はモンゴル銀行の一方的な決定に左右され、主観的になる恐れが存在しているということである。例えば、モンゴル銀行は輸出入銀行に対して管財人による管理の措置を適用せずに直ちに商業銀行設立免許を取消した例を挙げることができる。

22) 1996年銀行法③では、以前の貸付契約の変更は認められていたが、解約は認められていなかった。貸付契約の解約が可能となるのは1999年改正銀行法以降のことである。

あるということである。

(2) 管財人による管理

モンゴル銀行が商業銀行に対して適用する一層強力な強制的措置は、管財人による管理措置である。1996年銀行法③の第37条において、管財人による管理とは次のように定義されている。すなわち「当該商業銀行の経営権及び当該商業銀行の自己資産の所有権を管財人に譲渡して当該商業銀行を強制的に清算し」、「モンゴル銀行が当該商業銀行の設立免許を取り消す作業」である。管財人による管理措置が適用される場合とは、上述の特別規制措置が適用されても当該商業銀行の経営の健全化が果たされないとき及び当該商業銀行が支払不能な状況に陥ったときである(③の第38)。このことから分かるように、管財人による管理措置の適用はモンゴル銀行が商業銀行に対して適用する一層強力な措置である²³⁾。

管財人は、当該商業銀行の清算作業を次のように実施する。まず、1年以内に当該商業銀行の総資産と総負債を併せて他行に譲渡することを目指すなければならない。譲渡に合意する他の商業銀行が現れなかった場合には、管財人は当該商業銀行の総資産を2年以内に売却しなければならない(③の第46条)。売却資産は定められた順位²⁴⁾に従って債権者に分配される。商業銀行の清算作業は、商業銀行の総資産が売却され、残余資産が分配された時点で終了

し²⁵⁾、商業銀行の設立免許が取り消される。上述の第8の強制的措置である商業銀行の設立免許の即刻取消の場合には、他銀行への営業譲渡の可能性が残されていない。

当該商業銀行の管財人は、次の権限を有する。すなわち、1) 商業銀行の業務を継続し、あるいは一部業務を停止すること、2) 商業銀行による預金払戻を制限し、あるいは払戻を停止すること、3) 預金利率の最低率を変更すること、4) 商業銀行による過去の融資契約を解約すること、5) 商業銀行の雇用に関する契約を解約し、あるいは必要な職員を新たに雇用すること、6) 預金及び貸付の新たな取引契約を結ぶこと、7) 貸付債権の回収を要求し、裁判所に訴え出ること、8) 貸付担保資産を売却すること²⁶⁾、以上である(③の第43条)。

上で述べた1996年銀行法③において定められた商業銀行に対するモンゴル銀行の強制的措置は、1998年改正銀行法(②1998年9月4日号)と1999年改正銀行法(⑧1999年第37号)によってさらに変更され、強力な規定となった。これらの変更規定の主な内容を以下で見よう。

まず、1998年改正銀行法②によって商業銀行の最低資本金が10億トグリックに増額された²⁷⁾。それにとどまらずモンゴル銀行は個別商業銀行の支払能力及び事業活動の特性を考慮し

23) 1996年銀行法③の文言では、強制的な管財人による管理措置を、特別規制措置の前に実施してはいけないという規定はないが、最初から強制的な管財人による管理措置が適用された例は存在しない。通常は投資技術革新銀行や農業銀行に対して適用されたように、まず特別規制措置が導入され、次いで管財人による強制管理措置に移行される(⑧1999年11月16日号)。

24) 残余資産の分配順位の規定(③の第45条)は複雑であるが、大まかに言えば、まず個人預金が保護され、次いで法人預金に残余部分が分配され、株主の出資額は最低順位である。

25) この措置の適用によって清算された商業銀行の事例としては、投資技術革新銀行の例を挙げることができる(⑧1999年11月16日号)。

26) この法律の条文では担保資産のみを規定しているが、担保資産以外の資産については述べていない。それゆえ、債権回収の際に不足が生じた場合に第8に挙げられている権限及び1996年銀行法③の第9条の規定に従って担保外の資産を裁判の決定に基づいて回収できる。

27) 1996年銀行法③が定めた商業銀行の最低資本金は4億トグリックであった。なお、2001年10月時点で商業銀行の最低資本金はさらに増加され40億トグリックとなった。

て資本金を10億トグrik以上に設定する権限を持つことになった。また、すべての商業銀行は、モンゴル銀行が選定した監査人による監査を年に1回以上受けなければならないことになった。

次に、1999年改正銀行法③によって新たに導入された監督措置の主な規定を見てみよう。第1に、1996年銀行法③によって導入された特別規制措置を適用するほどではないが、その経営状況が危惧される商業銀行に対してモンゴル銀行が監督者を派遣するという規定が導入された。モンゴル銀行から派遣された監督者は、当該商業銀行の経営者の職務に対して監督を行い、当該商業銀行の株主総会及び取締役会において助言を提案するが、ただし株主総会や取締役会において投票権を持つことはない。

第2に、特別規制措置の際の全権代理者の権限が管財人による管理の場合と同様に当該商業銀行が以前に結んだ貸付契約を解約できるように拡大された²⁸⁾。

第3に、特別規制措置の全権代理者の権限に吸収合併など組織再編成に関する権限が追加された。1996年銀行法③では、従業員の解雇によるリストラの権限は与えられていたが、商業銀行全体の売却の権限は与えられていなかった。1999年改正銀行法が述べる商業銀行の組織再編成とは以下の3点を指す。第1に当該商業銀行の債権・資産を他者に売却すること、第2に他者からの資金供与を受け増資を行って債務超過を解消すること、第3に当該商業銀行全体あるいは一部支店を他者に譲渡することである。

第4に、管財人による管理措置の定義が変更されたことである。すなわち、1996年銀行法③では、管財人による管理が決定されると直

ちに商業銀行の設立免許の取消が前提とされ、清算作業が開始された。1999年改正銀行法では、管財人による管理が開始されても商業銀行の銀行設立免許の取消は前提とされず、まず商業銀行の構造改革の実施が求められ、それが効果をもたらさない場合には清算作業に入ることとなった。1999年改正銀行法で変更された点は、支払不能に陥った商業銀行でも直ちに清算が決定されるのではなく、特別規制措置の組織再編成の措置と同様に構造改革によって商業銀行の再建を模索する可能性が開かれたことである²⁹⁾。ただし、最長6カ月を経過しても構造改革の成果が見られない場合には1996年銀行法③と同様に清算作業が開始され、他行への経営譲渡を最長1年間模索し、それが不可能な場合には商業銀行の総資産の売却が行われる。

商業銀行に対する構造改革の措置とは、1990年代前半に無秩序に設立され、1996年に銀行危機に直面するに至ったモンゴル銀行制度を改善するためになされた立法であると理解される。

このように、上述の1996年銀行法③において規定された強制的な措置の導入、並びに1999年改正銀行法によって規定された特別規制措置の枠における組織再編成と管財人管理措置の枠の中における構造改革とは、移行期モンゴルの銀行制度の大きな特徴である。特に、中央銀行であるモンゴル銀行が株主の権利に介入できるという条文に典型的に示されている規制的性格・中央政権的性格は明白である。

4. 銀行制度に関連するその他の法令

(1) 銀行業務法とその特徴

上述した1996年モンゴル銀行法②及び1996年銀行法③に関連する規定としては、1995年10月に制定された「モンゴル国の預金、決済勘定

28) 例えば、全権代理者が投資技術革新銀行によって「バヤル・グループ」有限会社に対して発行されていた1,000万米ドルの債務保証を無効とした例がある(②1999年11月16日号)。

29) 例えば、農業銀行に対して適用された管財人による強制管理措置は、農業銀行の構造改革を目的としたものであった。

取引及び銀行の貸付業務に関する法律」(④ pp.39 - 51, 以下「銀行業務法」と略称)が存在する。ここでは、銀行業務法④に定められた次の二つの規定について見てみよう。一つは、預金の保護に関する規定である。預金者の預金³⁰⁾とその利子は商業銀行の清算の場合に、優先的に払い戻される(④の第9条)。しかし、同法④でも、預金者の預金を保護する保険制度などは定められていない³¹⁾。それゆえ、モンゴルでは預金保険が機能していない。このことは後に述べる預金利率の大幅な差別化をもたしている。もう一つの注目すべき点は、貸付の担保についての規定である。貸付の担保になる資産とは、個人及び法人の所有建物、即刻に売却されうる商品、宝石、株式を含めた有価証券などであり³²⁾、既に述べたように土地は担保となり得ないことはモンゴルの特徴である。貸付の担保資産の評価については銀行業務法④では貸し手と借り手の相互の合意に基づくと規定されている。しかし、この規定はしばしば悪用され、賄賂を用いるなどして商業銀行に担保資産を市場価格より高値で評価させるということがしばしば行われた。

(2) 手形法

モンゴルで手形に関する規定が最初に定められたのは1995年11月に制定された「モンゴル国の手形に関する法律」(⑤pp.52 - 59, 以下「手形法」と略称)である。

この法律⑤の以前にはモンゴルで手形は存在していなかった³³⁾。

手形法⑤の内容は西側諸国のそれとほぼ同様である。モンゴルでも中央銀行による手形の再割引は可能とされているが(⑤の第16条第3項)、中央銀行による手形再割引の対象企業の範囲は法令では定められていない。

このように、モンゴルでは手形に関する法的環境が整備されたにもかかわらず、企業による手形を用いた決済はほとんど行われていない³⁴⁾。その背後には、不安定な経済状況及び法人の支払能力と信頼性の低さ、決済業務の規律を守らないことがある。また、商業銀行が抱えている多額の不良債権の問題があると推定される。なぜならば、このような状態におかれている商業銀行はモンゴル銀行が資産運用に関して要請している高い流動性を満たすことができず取引債権を持つ企業が当座勘定決済を避けているからである。従って、手形の再割引もほとんど行われておらず、中央銀行短期証券利率が公定歩合の役割を果たしている。

II 銀行制度の現状とその問題点

モンゴルでの最初の商業銀行の設立は、既に述べたように1991年の5月に制定された1991年銀行法①の制定以前に行われていた。1990年7月から1991年4月までに政府の決議によって七つの商業銀行が設立された。それは、表1が示すとおり協同組合銀行、シネチレル銀行、商業発展銀行、保険銀行、投資技術

30) 1995年の銀行業務法④は、個人及び法人の預金を区別していない。

31) 「国民の多くは旧体制下での政府の保護に慣れていたことから、銀行への預金はすべて政府が保証しているものと誤解している」(⑤p.21)。なお、ロシアの銀行法は、預金者の預金を保護する制度を定めている。それは、商業銀行が設立する強制預金保険連邦基金と任意預金保険基金である(白鳥⑤p.39)。

32) 商業銀行が貸付の担保資産を売却するケースは稀ではない。例えば、国家出資の有力な銀行である商業発展銀行の売却担保資産の内訳を見ると、男女靴や国産小麦粉から自動車や建物、そして金採掘の許可書などの2万トグリックから2億トグリックまでの物件がある(⑤1999年10月27日号)。

33) モンゴルにおいて手形に関する最初の規定は、1925年に大蔵省(当時)が承認した手形使用規則(⑤p.52)であったが、1930年以降は手形は使用されていないと推定される。

34) 手形の利用についてゴロムト銀行の顧問者である久保田氏は次のよう述べている。「モンゴルでは手形法がすでに存在しているのに、小切手及び手形の流通制度はない。商業銀行間の取引では中央銀行短期証券だけが売買されている」(⑤2000年8月29日号)。

表1 商業銀行数の推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
アジア投資銀行								←	→	↔
アノド銀行										←
ゴロムト銀行					←					
ゾース銀行										←
クレジット銀行								←		
郵便銀行				←						
復興銀行								←	→	↔
輸送発展銀行								←		
貯蓄銀行								←		
投資技術革新銀行	←									↔
農業銀行		←								
商業発展銀行	←									
シネチレル銀行	←									
ウランバートル銀行										←
輸出銀行				←				→	↔	↔
エレル銀行								←		
アルド銀行							↔	↔		
バヤンボグド銀行			←						↔	↔
道路銀行	←				→	↔	↔	↔		
ビジネス銀行				←				→	↔	↔
保険銀行	←						↔			
MM投資銀行							←	↔	↔	
中央アジア銀行				←			↔			
エディンテンゲル銀行					←			↔	↔	
セレンゲ銀行			←		→	↔	↔			
協同組合銀行	←				→	↔	↔			
メルクリ銀行				←				→	↔	
合 計										
新規設立銀行数	6	1	4	5	16	1	1	4	2	3
営業銀行数	6	7	11	16	16	14	12	16	13	12
清算作業中の銀行						3	3		5	4

(注) (←→)は商業銀行の設立から営業停止までの時期を示している。

また、(↔)は商業銀行が清算作業に入り、登録が抹消された時期を示している。

例えば、投資技術革新銀行の矢印の意味は、当該商業銀行が1990年のある月に設立され、1998年のある月に営業停止となり、清算作業に入って1999年のある月に登録が抹消されたことを意味する。

革新銀行、道路銀行、農業銀行である。保険銀行を除いた残りの六つの商業銀行は、体制転換以前モンゴルで唯一の銀行であったモンゴル国立銀行の各種営業部門や支店などが独立しただけのものであった。しかし、その後多くの商業銀行は表 1 が示すとおり、営業停止となり、清算作業を経て登録が抹消された。以下では、移行期モンゴルの銀行制度の現状とその抱えている問題点について検討しよう。

1. 商業銀行の現状

1999 年末時点では、16 の商業銀行が登録されていたが、このうち年末時点で 12 の商業銀行が貸付業務を行っていた。残りの 4 の商業銀行は清算作業に入っていた。12 行のうち 6 行は 100% 国有銀行（例えば、貯蓄銀行）及び国家部分出資銀行（例えば、商業発展銀行）であり、残りの 6 行は純粋民間銀行（例えば、ゴロムト銀行）である。商業銀行全体の中でゴロムト銀行は唯一の外国資本導入銀行である。1999 年末時点での商業銀行の貸付残高の規模を見ると、商業発展銀行が 239.2 億トグリクの貸付残高を誇っていて商業銀行の中で 1 位を占めている。次いで、ゴロムト銀行（85.5 億トグリク）、国家部分出資の郵便銀行（38.7 億トグリク）、国家部分出資の農業銀行（34.2 億トグリク）の順である³⁵⁾。このように、100.0% 国有銀行及び国家部分出資銀行は大手商業銀行か中規模の商業銀行である。純粋民間銀行はゴロムト銀行を除けば小規模の商業銀行である。

この表から 1990 年代では実際に営業活動を行っている商業銀行数が 2 倍近くに増加したことが分かる。また、1994 年を除けば、毎年商業銀行が設立されたことも分かる。

他方では、商業銀行の営業停止が 1994 年以降増加していることも分かる。特に、1996 年には中央銀行が多額の不良債権を抱えていた国有大手のアルド銀行及び民間銀行の保険銀行を清算した。また、モンゴル初の民間銀行であった中央アジア銀行は消滅した。このような、衝撃的な商業銀行の清算及び破産は金融機関の信頼性を低下させた。1998 年に至っても商業銀行の営業停止が急増した。例えば、ビジネス銀行及びエディン・テンゲル銀行は、中央銀行であるモンゴル銀行から支払能力が著しく低下したと判断されて商業銀行設立免許を取り消され、営業停止となった³⁶⁾。それでは、モンゴルの商業銀行はいったいどのような金融機能を果たしているのだろうか。

モンゴル銀行は、体制転換当初から金融引き締め政策を実施した。表 2 から分かるように、1990 年における貨幣供給量 M 2 の GDP に対する比率は 53.8% であったが、1992 年になるとそれは 27.6% となって大きく減少した。モンゴル銀行は、中央銀行短期証券（当時はモンゴル銀行の有価証券と呼ばれていた）の利子率の操作や預金準備率の引き上げにより間接的に商業銀行の貸付上限の強化、定期性預金の利子率の引き上げを誘導し、金融引き締め政策を実施した。「金融政策は功を奏した³⁷⁾」とされている。

1990 年代後半になってもモンゴル銀行は金融引き締め政策を継続した。さらに、モンゴル銀行は 1996 年モンゴル銀行法②及び 1996 年銀行法③の規定に従って商業銀行に対して監督機能を一層強化し、金融引き締め政策を強めた³⁸⁾。例えば、国会が承認したモンゴル銀行の 1999

35) ⑤p. 69. 商業銀行の総資産及び資本金、並びに預金額、純利益などで商業銀行を格付ければ、商業銀行の順位が最も正確に示されると思う。しかし、統計データの制約により商業銀行の貸付残高を指標として挙げた。

36) ②1998 年 10 月 13 日号。

37) ⑤p. 34.

38) モンゴル銀行副総裁 M. ボルド氏（当時）は、「モンゴル銀行の通貨政策の最大の目標はインフレを抑制することである」と語っている（②1998 年 12 月 3 日号）。

表 2 貨幣供給量の増加率

(単位: 百万トグリク, %)

指 標	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
現金通貨	742.7	2,003.0	2,896.4	10,786.1	21,804.8	29,755.7	46,095.8	56,816.5	61,754.2	91,567.5
M 2	5,633.2	9,914.8	13,052.3	42,764.2	76,777.0	102,044.6	128,395.3	170,065.5	167,249.6	220,167.0
M 2 増加率	...	76.0	31.6	227.6	79.5	32.9	25.8	32.5	-1.7	31.6
GDP	10,465.0	18,909.6	47,298.0	166,219.1	283,263.0	550,253.7	646,559.3	832,635.6	817,393.4	925,345.8
M 2 / GDP	53.8	52.4	27.6	25.7	27.1	18.5	19.9	20.4	20.5	23.8
インフレ率	—	52.7	325.5	183.0	66.3	53.1	44.6	20.5	6.0	10.0
個人預金残高	...	...	2,783.3	...	27,594.3	36,818.0	53,733.3	54,933.3	55,575.9	45,052.3
個人預金残高 / GDP	...	...	5.9	...	9.7	6.7	8.3	6.6	6.8	4.9

(注) 1. (...) は不明なことを表す。

2. (—) は該当する数値はない。

(出所) ③p. 26, ④pp. 96 - 97, 112 - 113, 114, ⑤p. 54, 63, 69, 72, ⑥p. 78 より作成。

年度通貨政策方針には、インフレ率を 15% 以下におさめることが第一目標であると記載されている³⁹⁾。

2. 商業銀行の資金調達

表 3 は、商業銀行の資金調達の状況を示している⁴⁰⁾。この表から分かるように、定期性預金の割合は 1990 年から 1993 年までは資金調達のうちほぼ一定の割合を占めているが、インフレ率が 1993 年の 183% から 1994 年には 66.3% へと低下したことに伴い、1994 年以降増加した。他方で、要求払預金の割合は 1992 年から急速に減少して 1999 年 9 月時点で 19.4% となっている。ここで注意すべきことは、商業銀行の資金調達が 1992 年まで要求払預金に大きく依存していたことである。これはモンゴルの銀行制度だけの特徴ではない。ロシアにおいても同様な事態が見られた⁴¹⁾。体制転換当初、インフレ率が定期性預金利子率を上回っていたので要求払預金で資金調達することが容易であったからである。

また、市場経済化の進展に伴い 1993 年から外貨預金の割合が増加した。外貨預金は 1990 年にわずか 3.4% であったのに対して 1999 年 9 月時点では 43.5% に達している。ただし、商業銀行ごとの外貨預金保有額の差は注目すべきである。例えば、筆者が分析した 9 行のデータで見ると、外貨預金は二つの商業銀行(商業発展銀行とゴロムト銀行)に集中していることが分かる⁴²⁾。この商業銀行の差別性はモンゴルの銀行制度の一つの特徴である。商業銀行の資金調達の面でもう一つの注意すべき点は、中央銀行からの借入金である。モンゴル銀行は 1991 年上半期から、商業銀行への貸付を積極的にを行い、量的操作と利子率操作の両面から金

39) ②1998 年 12 月 9 日号。1999 年度のインフレ率は 10.0% であった。

40) ここでは、表 3 と表 7 の数値について若干説明しておく。これらの数値はモンゴル銀行(当時)が資料を提供して国際通貨基金のスタッフが計算したものである。しかし、後にこのモンゴル銀行が提供した数値に関して、モンゴル国財政経済省(旧大蔵省)大臣は、政府が国際通貨基金の借款を受けるために偽造した数値を提供したことを認めた(②2001 年 4 月 17 日号)。従って、表 3 と表 7 の信頼性には疑問が残るが、そのことを留意した上で商業銀行の資金調達と資金運用の傾向を見てみたい。また、この新聞記事によれば、ウクライナでも同様なことが行われた。モンゴルでの偽の資料提供が行われたのは旧政権時代のことであり、それゆえ新政権の下でも国際通貨基金の融資が継続された。

41) ロシアにおいては、商業銀行の資金調達が商業銀行の設立経緯の違いによって企業の当座預金あるいは定期性預金に大きく依存していた(③pp. 191 - 192)。

42) 筆者は、商業銀行 9 行の 1999 年第二及び第三四半期時点での貸借対照表のデータを入手して分析した。これらの 9 行とは以下の商業銀行である。す

表 3 商業銀行の資金調達状況の推移

(単位: 10 億トグリク)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
要求払預金 (%)	4.0 (69.0)	5.6 (57.7)	5.8 (33.3)	9.8 (24.1)	14.1 (20.6)	13.8 (15.6)	22.6 (23.1)	26.3 (21.7)	26.1 (23.1)	24.3 (19.4)
定期性預金 (%)	1.6 (27.6)	2.0 (20.6)	4.4 (25.3)	10.1 (24.9)	28.9 (42.3)	38.4 (43.5)	35.2 (36.1)	44.7 (36.9)	44.8 (39.6)	44.0 (35.2)
中央銀行からの借入金 (%)	…	1.5 (15.5)	6.2 (35.7)	6.6 (16.3)	10.4 (15.2)	7.6 (8.6)	10.9 (11.2)	0.8 (0.7)	2.3 (2.0)	2.4 (1.9)
外貨預金 (%)	0.2 (3.4)	0.6 (6.2)	1.0 (5.7)	14.1 (34.7)	15.0 (21.9)	28.4 (32.3)	28.9 (29.6)	49.3 (40.7)	39.8 (35.3)	54.4 (43.5)
資金調達合計 (%)	5.8 (100.0)	9.7 (100.0)	17.4 (100.0)	40.6 (100.0)	68.4 (100.0)	88.2 (100.0)	97.6 (100.0)	121.1 (100.0)	113.1 (100.0)	125.1 (100.0)

(注) 1. (…) は不明なことを表す。

2. 外貨預金には要求払預金と定期性預金も含まれる。

3. 1999 年の数値は 1999 年 9 月時点の数値である。

(出所) ④p. 63, ④p. 64, ④p. 32, ④p. 77, 78 より作成。

表 4 商業銀行の預金利子率

(単位: %)

	要求払預金		普通預金	定期性預金		
				国内通貨		外貨
	国内通貨	外貨	国内通貨	(1 年未満)	1—3 年	1—3 年
1990/12	…		…	…	…	…
1991/12	—	—	4.0	5.0	6.0	3.0 - 8.0
1992/12	1.0	—	10.0 - 52.0	10.0 - 60.0	50.0 - 70.0	50.0
1993/12	2.0	—	24 - 100	70 - 153	125 - 151.8	10 - 72.0
1994/12	2.0	—	10 - 63.8	50 - 101.2	—	6 - 72.0
1995/12	2.0	—	12.0 - 42.6	12.5 - 101.2	—	6 - 42.6
1996/12	2.0	—	12.0 - 34.5	12.7 - 60.1	26.8	3.6 - 42.6
1997/12	2.0	—	3.6 - 34.5	6.2 - 69.6	36.0 - 42.6	2.4 - 42.6
1998/12	0.8 - 6.0	1.0 - 3.6	3.6 - 19.6	6.0 - 42.58	24.0 - 30.0	1.2 - 24.0
1999/12	3.0 - 6.0	1.0 - 3.6	3.0 - 13.2	9.6 - 30.0	—	3.6 - 14.4

(注) 1. (…) は不明なことを表す。

2. (—) は該当する数値はない。

(出所) ⑦p. 121, ②p. 66。

融政策を実施した。この政策は、1996 年まで積極的に利用された。例えば、中央銀行からの

借入金の割合は 1992 年の時点で資金調達の 35.7% に達していたが、1997 年以降急速に減少し 1999 年 9 月時点ではわずか 1.9% を占めているにすぎない。

このような、資金調達構成を持つ商業銀行の預金利子率について表 4 と表 5 で見てみよう。

後の表 8 が示すとおり、中央銀行は 1992 年から商業銀行への貸付利子率を大幅に上昇させ強力な金融引き締め政策を実行した。それゆえ、商業銀行は民間からの資金調達へシフトせざるを得ず、預金利子率を引き上げた。また、当時の 300% を超えるハイパー・インフレーション

なわち、アノド銀行、ゴロムト銀行、ゾース銀行、クレジット銀行、郵便銀行、商業発展銀行、ウランバートル銀行、輸出入銀行、バヤンボグド銀行である。他行のデータは入手できなかった。それゆえ、筆者の分析はモンゴルの銀行制度全体をカバーするものではないが、しかしこの分析からはモンゴルの銀行制度の持つ実態とその動向が分かる。なぜならば、これらの九つの商業銀行の中には国家部分出資の大手商業銀行である商業発展銀行や有力な民間商業銀行であるゴロムト銀行だけではなく、弱小商業銀行も含まれているからである。

表 5 商業銀行ごとの普通預金利率

(単位: %)

商業銀行名	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
アノド銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.2
グロムト銀行	—	—	—	—	—	6.5-26.8	7.4-19.6	…	…	9.6
クレジット銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	…	12.0
郵便銀行	—	—	—	79.9	60.0	26.8-36.0	12.0-36.0	…	…	4.8-9.6
輸送発展銀行	—	—	—	—	—	—	—	…	…	6.0
貯蓄銀行	—	—	—	—	—	—	—	…	…	6.0
農業銀行	—	…	24.0	24.0	48.0	12.0	12.0	…	…	4.8
商業発展銀行	…	…	24.0	48.0	48.0	26.8	3.6-12.7	…	…	3.0-10.04
シネチレル銀行	—	—	—	60.1	30.0	26.8	12.7-26.8	…	…	12.0
エレル銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	…	3.6
アルド銀行	—	—	45.0	63.8	42.6	26.8	—	—	—	—
投資技術革新銀行	…	…	15.0	40.0	36.0	24.0	6.2-26.8	…	…	—
保険銀行	…	…	36.0	48.0	24.0	24.0	—	—	—	—
中央アジア銀行	—	—	50.4	60.0	23.7-51.7	19.6	—	—	—	—
道路銀行	…	…	…	…	42.6	—	—	—	—	—
バヤンボグド銀行	—	—	10.0	50.0	10.0-50.0	26.8	12.7-26.8	…	…	—
ビジネス銀行	—	—	—	79.6	42.0	42.6	12.7-34.5	…	—	—
エディーン・テンゲル銀行	—	—	—	72.0	36.0	24.0	12.7-26.8	…	…	—
輸出入銀行	—	—	—	100.0	63.8	26.8	5.3-26.8	…	…	—

(注) 1. (…) は不明なことを表す。

2. (—) は該当する数値はない。

(出所) ⑨pp. 38 - 39, ⑩p. 95.

ョンの下では、民間からの資金調達のため利率の引き上げは不可欠であったのである。表 4 が示すように、1993 年末時点で商業銀行の普通預金の利率は商業銀行間で違いがあるが、最低の 24% から最高の 100% までであった。モンゴル銀行は預金利率を自由化していたので商業銀行の預金利率にはばらつきが見られた（後に見るように、商業銀行の貸付利率にもばらつきが見られた）。1993 年の例で見ると、農業銀行の普通預金の利率は 24.0% であり、輸出入銀行のそれは 100.0% であった（表 5）。

1999 年になっても商業銀行の預金利率の格差は残っている。例えば、エレル銀行の普通預金の利率は 3.6% であるのに対してアノド銀行のそれは 13.2% である。このように、商業銀行の預金利率に格差が生じるのは、預金保険が機能していない状況で商業銀行が民間から資金調達を行わなければならなかったからである。

商業銀行の定期性預金利率についても同様なことが見られる。商業銀行の預金利率は低下する傾向にあるが、表 6 の定期性預金の利率を見ても分かるとおり依然として高い。

しかし、商業銀行が高い預金利率を設定しても十分な預金量を吸収することはまだできていない。現金通貨発行量のうち市場での流通現金の規模は 1999 年末時点で 872.8 億トグrik にのぼっており⁴³⁾、それは同年の GDP の 9.4% にも達している。旧ソ連諸国の中で市場経済化が比較的進展しているリトアニアではこの数値は 1999 年で 6.9% である。これらの実態はモンゴル銀行も認識している⁴⁴⁾。

43) ⑩p. 94.

44) 2000 年 10 月にモンゴル銀行総裁は「モンゴル銀行が発行した現金通貨 1,220.0 億トグrik のうち市場での流通現金の規模は 1140.0 億トグrik に達している。これらの流通現金をさらに吸収する方針である」と語っている（⑫2000 年 10 月 11 日号）。この

表 6 商業銀行ごとの定期性預金利率

(単位: %)

商業銀行名	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
郵便銀行	—	—	—	125.0	60.0	60.1	…	…	…	…
農業銀行	—	…	24.0 - 60.0	153.0	101.2	60.1	…	…	…	…
商業発展銀行	…	…	24.0 - 50.0	125.0	101.2	60.1 - 79.5	…	…	…	…
シネチレル銀行	…	…	…	125.0	101.2	60.1	…	…	…	…
アルド銀行	—	—	45.0 - 55.0	125.0	101.2	60.1 - 101.2	—	—	—	—
投資技術革新銀行	…	…	15.0 - 60.0	125.0	101.2	60.1	…	…	…	—
保険銀行	…	…	36.0 - 54.0	125.0	101.2	63.8	—	—	—	—
中央アジア銀行	—	—	50.4 - 66.0	130.0	103.5	12.5 - 60.1	—	—	—	—
道路銀行	…	…	…	…	101.2	…	—	—	—	—
バヤンボグド銀行	—	—	10.0 - 70.0	70.0	50.0 - 70.0	26.8 - 60.1	…	…	…	—
エディン・テンゲル銀行	—	—	—	90.0	101.2	79.5	…	…	—	—
輸出入銀行	—	—	—	125.0 - 1.0	15	101.2	60.1	…	…	—

(注) 1. (…) は不明なことを表す。

2. (—) は該当する数値はない。

(出所) ②p.208.

他方で、国民の貯蓄は非常に低い水準である。表 2 から分かるように、個人預金残高(外貨預金も含む)は1992年末時点でGDPの5.9%という低い水準であった。1994年には個人預金残高(外貨預金も含む)のGDPに対する比率は9.7%となったが、その後低下して1999年末時点では4.9%にとどまっている。表 2 が示すように、個人部門の預金残高は1996年から横ばい傾向となり、新規貯蓄は行われなくなり、1999年にいたって、大量の預金引き出しが生じて、預金残高は激減した。すなわち、個人部門は負の貯蓄を行ったのである。商業銀行のほぼ半数が破産・清算されるという状況の中で、国民の銀行制度に対する信頼は失われてしまったのである。

このことはモンゴル経済に深刻な打撃をもたらした。1999年における国民経済全体での投資額は2,583億トグリクであり、GDPの29%にあたるが、その資金調達源を見ると、外国資

本投資が1462億トグリクであり、ついで企業の内部留保による投資が757億トグリクであり、政府の公共投資が245億トグリクであった。商業銀行からの融資による投資はわずか110億トグリクにすぎなかった⁴⁵⁾。投資全体のわずか4%であり、これは体制移行諸国の中にあっても特筆すべき異常事態である。

すなわち、家計部門から企業部門への資金の循環が絶たれているのであり、モンゴル経済にとって極めて深刻な事態といわなければならないが、本稿では、このことに留意した上で、商業銀行の資金運用を以下において検討してみよう。

3. 商業銀行の資金運用

まず、商業銀行の資金運用状況を表 7 で見てみよう。この表から分かるように、国内貸付は1992年までに商業銀行の資金運用面で、ほとんど唯一の資金運用項目であった。しかし、1993年から外貨預金の急増に伴い外国債券の割合が急増した。外国債券はその後高い水準を保っていたが、1998年に激減した。こ

発言は、2000年にインフレ率が8.1%まで低下したにもかかわらず、モンゴル銀行は金融引き締め政策を続行するという意志をあらわしている。

45) ②p.110.

表 7 商業銀行の資金運用状況の推移

(単位: 10 億トグrik)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
国内貸付	6.6	11.7	17.2	25.1	52.9	45.8	60.6	54.1	103.9	106.2
預金準備金	…	0.3	3.2	5.5	11.5	12.0	9.5	13.2	16.0	21.0
中央銀行短期証券	—	—	—	1.5	2.1	0.8	—	19.1	11.7	16.3
外国債券	-0.1	0.0	0.5	13.5	21.1	19.6	34.7	40.8	6.2	16.5
その他の資産	—	-1.1	-2.6	2.2	2.8	10.0	-7.2	-6.1	-24.7	-34.9
資金運用合計	6.5	10.9	18.3	47.8	90.4	88.2	97.6	121.1	113.1	125.1

(注) 1. (0.0) とは 0.1 以下の数値であることを表す。

2. (…) は不明なことを表す。

3. (—) は該当する数値はない。

4. 1994 年の預金準備金の数値は 1994 年 6 月の数値である。

5. 1999 年の数値は 1999 年 9 月時点の数値である。

6. 1996 年以降「その他の資産」が激増しているのは、とりわけ国内貸付を中心に不良債権が激増し、それを償却した結果である。

(出所) ㉔p. 63, ㉕p. 64, ㉖p. 32, ㉗p. 78, 79 より作成。

表 8 商業銀行の貸付利率

(単位: %)

	モンゴル銀行の 商業銀行への 貸付利率	商業銀行の 国有企業への 短期貸付利率	同じく 民間企業への	同じく サービス業への
1990/12	5.0	…	…	…
1991/12	15.0	12.0	18.0	25.0
1992/12	45.0 - 60.0	100.0	127.0	147.0
1993/12	120.0 - 300.0	182.5	215.4	222.5
1994/12	72.0 - 264	122.1	131.2	136.5
1995/12	72.0 - 150.0	92.5	93.5	110.0
1996/12	72.0 - 109.0	71.0	79.6	125.0
1997/12	45.0 - 50.0	64.4	68.0	92.1
1998/12	23.3		45.8	
1999/12	11.4		38.8	

(注) (…) は不明なことを表す。

(出所) ㉗p. 122, ㉘p. 66.

の理由としては不良債権処理のために外国債券を取り崩したと筆者は理解している。ここで注意すべきことは、前述の筆者の分析対象の九つの商業銀行のうち外国債券はほぼ 1 行（商業発展銀行）に集中しているということである。その他の商業銀行では外国債券への資金運用はほとんど見られない⁴⁶⁾。外貨預金が商業発展銀行とゴロムト銀行に集中しているからである。

資金運用の面で中央銀行短期証券投資の割合が増加したことも注目される。モンゴル銀行

は、商業銀行の資金を管理し、金融引き締め政策を実行するための有効な手段として 1993 年から中央銀行短期証券を発行して金融市場に導入した。しかし、商業銀行が中央銀行短期証券を本格的に購入し始めたのは 1997 年以降である⁴⁷⁾。すなわち、1996 年モンゴル銀行法^②及び 1996 年銀行法^③制定の翌年である。こうして中央銀行短期証券は、1990 年代後半において

47) 1997 年当時、中央銀行短期証券の決済期間は 14 日間であったが、2000 年 12 月時点で 7 日間、14 日間、28 日間、91 日間の 4 種類となった。

46) データの出所は脚注 42 と同じ。

表 9 商業銀行ごとの貸付利率

(単位: %)

商業銀行名	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
アノド銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32.2 - 48.0
ゴロムト銀行	—	—	—	—	—	72.0 - 78.0	42.0 - 59.8	30.0 - 43.4	24.0 - 48.3	29.0 - 35.8
ゾース銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49.9
クレジット銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	54.0 - 78.0	36.9 - 54.3
郵便銀行	—	—	—	240.0 - 300.0	96.0 - 180.0	48.0 - 181.0	118.0 - 147.5	131.0 - 210.0	48.8	35.3 - 62.6
輸送発展銀行	—	—	—	—	—	—	—	90.0 - 107.4	63.3 - 72.0	48.0 - 48.4
貯蓄銀行	—	—	—	—	—	—	—	30.0	48.0	36.0
農業銀行	—	...	36.0 - 192.0	240.0	84.0 - 180.0	60.0 - 180.0	90.0 - 205.3	80.0 - 96.0	64.5	...
商業発展銀行	...	...	12.0 - 60.0	10.0 - 180.0	10.0 - 180.0	60.0 - 96.0	31.7 - 111.7	30.7 - 73.2	34.8 - 48.2	30.0 - 42.9
シネチレル銀行	...	...	72.0 - 144.0	96.0 - 120.0	60.0	57.6 - 61.0	70.2 - 90.0	41.2 - 85.3	47.0 - 60.0	...
ウランバートル銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	...	39.3
エレル銀行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.9 - 50.1
アルド銀行	—	—	60.0 - 96.0	180.0 - 300.0	60.0 - 144.0	60.0 - 120.0	...	—	—	—
投資技術革新銀行	...	...	180.0 - 240.0	120.0 - 300.0	48.0 - 144.0	60.0 - 156.0	33.9 - 67.1	36.0 - 43.7	36.5	—
保険銀行	...	...	96.0 - 120.0	96.0 - 360.0	72.0 - 270.0	96.0 - 145.0	...	—	—	—
中央アジア銀行	—	—	120.0 - 144.0	240.0	60.0 - 240.0	72.0 - 145.0	...	—	—	—
道路銀行	...	...	60.0 - 120.0	84.0 - 120.0	60.0 - 180.0	...	—	—	—	—
バヤンボグド銀行	—	—	60.0 - 240.0	120.0 - 240.0	120.0 - 240.0	60.0 - 145.0	90.0 - 150.0	90.0 - 150.0	77.4	—
ビジネス銀行	—	—	—	240.0	96.0 - 180.0	36.0 - 120.0	30.0 - 87.4	...	—	—
エディーン・テンゲル銀行	—	—	—	60.0 - 240.0	36.0 - 180.0	36.0 - 144.0	97.4 - 198.2	96.2 - 210.0	—	—
輸出入銀行	—	—	—	240.0	60.0 - 240.0	72.0 - 96.0	56.2 - 180.1	32.0 - 164.0	—	—
アジア投資銀行	—	—	—	—	—	—	—	...	60.0	...
復興銀行	—	—	—	—	—	—	—	47.2 - 56.3	45.3	...

(注) 1. (...) は不明なことを表す。

2. (—) は該当する数値はない。

(出所) ⑬p. 38, ⑭p. 68, ⑮p. 70, ⑯p. 95.

モンゴル銀行の金融政策の重要な政策手段となった⁴⁸⁾。

モンゴル銀行の金融引き締め政策は商業銀行への貸付利率に反映された。1991年にモンゴル銀行は商業銀行への貸付利率を5%から15%へ引き上げた。表8から分かるように、商業銀行から企業部門への貸付利率は1993年12月の時点で最低の182.5%から最高の222.2%であった。上記の商業銀行の貸付利率を商業銀行ごとで見ると、商業銀行の貸付利率には商業銀行間格差が非常に大きいことが分かる(表9)。例えば、1993年12月の時

点で商業発展銀行の貸付利率は10.0%から180.0%であったのに対して、同時期の郵便銀行の貸付利率は240.0%から300.0%であった。同一商業銀行内においても大きな格差が存在したのは、比較的安全な国有企業への融資と貸倒のリスクの大きいサービス部門、新興企業への融資を差別化した結果と理解される。しかし、1994年にインフレ率が大きく減少したことに伴い商業銀行の企業への貸付を促進することを狙って、モンゴル銀行は商業銀行への貸付利率を引き下げた。しかし、大量の不良債権を抱え、民間企業への融資に大きなリスクを感じている商業銀行にあっては貸付利率は依然として高い水準を保っている。貸付利率の商業銀行間の格差に関してモンゴル銀行は次のような見解を持っている。「商業銀行が高い貸付利率を設定した背景には、商業銀行で発生し

48) なお現在、モンゴル銀行は中央銀行短期証券の発行を停止し、国債に切り替える方針を検討中である(⑥pp. 24 - 25)。

た不良債権の損失を埋めるための資金運用の一つの方法である」⁴⁹⁾。また既に述べたように、個人部門から資金調達に絶たれている中で、民間企業への融資枠が限られていることも影響を及ぼしている。

それでは、商業銀行の貸付の実態はどうなっているのだろうか。銀行制度に関する法的規定が整備され、インフレも抑制されつつある現状は楽観的とみてよいのだろうか。金融機関は企業の発展に貢献しているのだろうか。結論を先に述べれば、商業銀行の高い貸付利率は、企業の発展に貢献していない。企業の商業銀行からの資金借入動機については以下の三つのケースがある。第一は、企業が商業銀行から資金を借り入れ、それを他の商売に流用するケースである。そして、企業は他の投機的商売で獲得した利益によって運転資金を調達し事業活動を継続する。第二は、商売に従事する企業が事業活動を拡大するために投資資金を借り入れするケースである⁵⁰⁾。しかし、この第二のケースは既に述べたようにほとんど機能していない。第三は、企業が事業活動を継続するために貸付利率が高くても運転資金を借りるケースである⁵¹⁾。借り手の資金借入の視点からは、この第三のケースは長期貸付であるが、しかし、上述の商業銀行の資金調達及び資金運用状況の分析からこれらの三つのケースとも短期融資と言わざるを得ない。

商業銀行の高い貸付利率は、企業にとって

大きな負担になっている。例えば、大手製造業の経営者は商業銀行の高い貸付利率の及ぼす影響に関して次のように強調している。「二層構造をもつ銀行制度が導入されてから 8-9 年たった今も市場経済に相応しい商業銀行が 1 行もない。40% から 50% の年利で資金を借り入れてもビジネスにはならない」とモンロスツベトメト企業の社長が語っている⁵²⁾。商業銀行の高い貸付利率に関して外国人経営者も注意を払っている⁵³⁾。また、商業銀行の高い貸付利率は国内産業の復興にも影響を与えている。例えば、従来のモンゴルの主要産業であった家畜原材料加工業は運転資金の不足のために次々と操業を停止している⁵⁴⁾。

資金の借り手である企業について言えば、一般に優良企業が不足しており、しかも新規企業の信用度も低い。さらに、商業銀行が抱えている不良債権は増えている。商業銀行が抱えている不良債権については第 4 項で検討しよう。

最後に、商業銀行の営業停止の要因について付け加えれば、主に次の二つが挙げられる⁵⁵⁾。その一つは、銀行制度関連の法令の不備による制度的な要因である。これについては、本稿第 I 節の検討から明らかである。もう一つは、商

49) ②1998 年 11 月 18 日号。

50) 例えば、最近の一例として外食業・行楽業を営むエンバー有限会社の融資の例がある。当社は、事業拡大のために 2001 年 7 月にゾース銀行から 1 億 3,000 万トグリの資金を 6 ヶ月間、4% の月利で借りている。(年利は 48% に相当する)。

51) 例えば、優良企業とされるカシミヤ加工業のゴビ株式会社でさえ 1998 年に輸出入銀行から 35 万米ドルを 3.8% の月利で 240 日間の期限で原材料購入のために借り入れた(当該商業銀行頭取のインタビューによる)。

52) ②1999 年 3 月 23 日号。モンロスツベトメト企業は鉱物資源採掘業の大手企業である。

53) 例えば、モンゴルと米国の「モンゴル・アミカル」合弁企業の会長である B. シロム氏は次のように指摘している。「カシミヤ業にとって一番重要なのは原材料仕入れのための融資であるが、モンゴルの業者に供与されている貸付の利率は西側の貸付利率より 2-3 倍高い」(②1999 年 9 月 30 日号)。

54) 例えば、「モンゴル・シェプロ」株式会社の幹部は「企業は運転資金不足のため操業能力の 3-5% 程度で操業している。原材料を購入するための金融資金があれば、当社には国内の需要に応じる能力がある」と語っている(②1999 年 9 月 2 日号)。

55) ここでは、商業銀行の営業停止について次のことを述べておきたい。1999 年の国際通貨基金の報告書は、モンゴルの銀行制度を悪化させた要因として商業銀行の経営機能と監督機能の欠如、モンゴル銀行の商業銀行への介入機能の弱さ、商業銀行の支払能

業銀行の経営者及び出資者（株主）の能力及び誠実さが不足していた結果である⁵⁶⁾。これは、商業銀行の経営者が借り手との人間関係を利用して行った行為である。また親戚や知人が商業銀行の経営者に対して貸付を強要した場合がある⁵⁷⁾。商業銀行の株主が商業銀行に提供した出

資分をはるかに上回る資金を借りた例がある。後に株主が元本と利子を返済できなくなったために当該商業銀行は営業停止となった事例さえある⁵⁸⁾。

4. 商業銀行の問題点

モンゴル銀行制度には数多くの問題点が存在している。こうした問題点の中で商業銀行が抱えている不良債権の問題に限って以下で検討してみよう。

不良債権に関する公式な定義はないが、モンゴル銀行が定めた不良債権の分類としては次の四つがある⁵⁹⁾。すなわち、1) 延滞貸金、2) 金利減免融資、3) 回収危険融資、4) 貸倒債権である。商業銀行が抱えている不良債権は表10において示されている。この表から分かるように、商業銀行が抱えている不良債権は大きく増加している。例えば、1999年時点で不良債権は商業銀行の貸付総額の51.3%を占めている。

さらに、注意すべき点は、不良債権のうち回収危険融資と貸倒債権の合計の割合である。例えば、統計局発表の1996年時点の商業銀行全体での不良債権は表10にあるように228.7億トグリクであったが、モンゴル銀行が公表したデータによると、1996年時点で商業銀行全体での不良債権は329.5億トグリクにものぼっていた⁶⁰⁾。その329.5億トグリクの分類は、延滞

力、会計制度の問題などを挙げている（@pp. 29 - 34）。この指摘に関して筆者が納得できない点は、モンゴル銀行の商業銀行に対する監督機能についてである。なぜならば、本稿第1節で既に検討したように、1996年以降モンゴル銀行は事実上強力な権限を持っているからである。たしかに、モンゴルの商業銀行が営業停止となった原因として不良債権の発生を挙げることができる。しかし、次の点を強調しておきたい。第1は、商業銀行の不良債権の問題を検討する際に商業銀行の設立母体（この用語は大野成樹氏による@p. 91）の特性を考慮しなければならないということである。第2は、不良債権のほぼ全額が1991年以降に行われた融資による不良債権であるということである。安田靖氏は不良債権発生の経緯を「(1) 1991年以前に国有企業に融資され、不良債権となったものを引き継いだ分、(2) 1991年以降政府の指示によって融資した資金が焦げ付いた分、(3) 商業銀行自身が犯した判断ミスによる不良債権」の三つに大別している（@p. 93）。モンゴル政府は(1)と(2)に対して国債を発行し不良債権と交換して対応した（@p. 150）。従って、不良債権の発生は商業銀行の経営者及び株主の行為によるものと同時にモンゴル銀行の政策のミスにもよるものである。

- 56) たしかに、商業銀行が貸付を供与する際に、詐欺に巻き込まれたことがあった（@p. 147）。しかし、これは例外的な場合であって、筆者は商業銀行の経営者が借り手に対して賄賂を見返りに意図的に貸付を供与した事例が多いと考える。例えば、借り手は商業銀行の経営者に対して借入金の10%を報酬として使う暗黙のルールが存在している（@1999年8月10日号）。弱小商業銀行だけでなく国家出資の大手商業銀行においてもこれを証明する事例が多数ある。最近の例として復興銀行の経営破綻に関する事例を挙げることができる。復興銀行は、1996年に清算されたアルド銀行、保険銀行、中央アジア銀行の法人向けの預金と優良の貸付残高を引き継いで1997年に設立された100%国家出資の大手商業銀行であったが、2年も経たないうちに経営破綻に陥り、1999年12月に商業銀行設立免許を取り消された。
- 57) 白鳥正明氏は、ロシアの銀行制度に関して「銀行が貸付ける動機の中で（その占める割合が）最も多

いのは「個人的な知り合い関係（личное знакомство）」である」と指摘している（@p. 130）。

- 58) 例えば、上述したビジネス銀行及びエディン・テンゲル銀行の株主は、出資した資金の3-4倍に上回る資金を当該商業銀行から借りたために、当該商業銀行の経営状況が悪化し営業停止となった（@1998年11月25日号）。
- 59) モンゴル銀行総裁及びモンゴル国財政経済省大臣の2000年12月第614/125号共同命令「商業銀行の資産の分類及び貸倒引当金の設定及び支出に関する手続」。
- 60) @p. 31. なお、両者の数値の違いの理由は不明である。

表 10 商業銀行の不良債権

(単位: 百万トグリク, %)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
貸付残高	8,418.6	12,854.2	19,129.9	31,056.7	54,484.7	61,831.4	61,908.6	48,865.8	69,807.1	82,079.9
不良債権	...	...	...	3,708.5	7,632.2	11,823.3	22,868.7	13,039.7	31,447.5	42,106.7
不良債権/貸付残高	...	...	...	(11.9)	(14.0)	(19.1)	(36.9)	(26.7)	(45.0)	(51.3)
不良債権/総資産	...	...	...	(7.7)	(8.4)	(13.4)	(23.5)	(10.7)	(27.8)	(33.7)
不良債権/GDP	...	...	...	(2.2)	(2.7)	(2.1)	(3.5)	(1.6)	(3.8)	(4.8)

(注) 1. (...) は不明なことを表す。

2. 総資産は 1999 年 9 月時点での数値である。

(出所) ⑨p. 69, ⑩p. 71 より作成。

貸金が 24.5% であり、金利減免融資が 10.6% であり、回収危惧融資が 21.3% であり、貸倒債権が 43.7% であった。このうち回収危惧融資と貸倒債権の合計は不良債権全体の 65.0% を占めていた。

政府は、商業銀行が抱えている不良債権の処理に対して 1996 年 12 月に不良債権処理機関を設置した。不良債権処理機関は、当初 308 億トグリクの不良債権（主として清算されたアルド銀行、保険銀行、中央アジア銀行から引き取った不良債権）を引き受けたが、2000 年 6 月までに 99 億トグリクの不良債権を回収した。このうち 49 億トグリクは差し押さえた物的資産の売却による回収額である⁶¹⁾。

他方では、商業銀行自身も不良債権の発生防止のための措置を採っている。その一つとしては、商業銀行が当該行から多額の債務を抱えている企業名を他行に公表している⁶²⁾。ここで注

意すべき点は、多額債務者として公表された企業のほとんどすべてが 1990 年以降に事業を開始した企業であるということである。

不良債権の回収処理に関して重要な点は、商業銀行における担保制度の不備や経営ガバナンスの欠如である。貸付担保資産は、延滞貸金が生じた場合の資金回収の有効な手段にはならなかった。それゆえ、上記の不良債権処理機関の回収率は低い水準にとどまっている。貸付に際しての担保資産に関する資産評価の権限が商業銀行の経営者の下にあることは商業銀行の経営状況の悪化をもたらしている。

モンゴルの金融制度には、これらの問題の他に、先行研究⁶³⁾が指摘している人材育成や人材の再訓練に関する制度づくりの課題が存在する。これらも深刻な問題である。商業銀行における人材の問題は銀行制度改革の成否を大きく左右するからである⁶⁴⁾。

金融制度が抱えている問題解決の方策として政府及びモンゴル銀行は上記の政策とならんで以下の政策を打ち出している。一つは、商業銀行への公的資金導入による融資政策である。例

61) ⑩2000 年 8 月 10 日号。不良債権処理機関の担当者は、不良債権の回収及び担保資産の売却の際に生じている困難について次のように訴えている。「担保資産は多数の商業銀行に多重担保されていたために不良債権の処理がスムーズに進まないこと、また差し押さえられた物的資産は既に老朽化していたために値下げしても売れない状態であること」(⑩1998 年 12 月 3 日号)。

62) 商業銀行は債務者名簿を頻繁に公表している。例えば、商業発展銀行、シネチレル銀行、復興銀行、ビジネス銀行は 2,000 万トグリク以上の債務を有する法人及び個人の名称を公表し、農業銀行は 1 億トグリク以上の債務を有する法人の名称を公表した(⑩1999 年 7 月 15, 16 日, 12 月 15 日号)。

63) 例えば、安田氏⑨pp. 89 - 90。

64) 商業銀行の経営者の能力によって商業銀行の経営状況が大きく左右されることを示している。一例としては、農業銀行の事例を挙げることができる。特別規制措置が適用された農業銀行の経営職に外国人の経営者が任命されてから農業銀行の経営状況は改善しつつある(⑩2000 年 8 月 4 日, 11 月 17 日, 12 月 7 日各号)。

えば、支払能力が低下した復興銀行に対して 5 億トグリの融資を行った⁶⁵⁾。もう一つは、国家部分出資の商業銀行の民営化政策である。国会は 1999 年 10 月の第 64 号決議「非民営化対象資産一覧」によって国民経済にとって重要な意義を持つ企業を非民営化対象とした。そこには商業発展銀行、貯蓄銀行、復興銀行が含まれていた⁶⁶⁾。しかし、政府は 2000 年 1 月の第 15 号決議「銀行の民営化に関するプログラム⁶⁷⁾」において商業発展銀行（株式総数の中での国家所有株式の割合は 76.0% である）を民営化対象にした⁶⁸⁾。シネチレル銀行（同 46.0%）、郵便銀行（同 4.7%）、農業銀行（所有割合は不明である）もこの決議によって民営化対象となった。民営化は投資家募集選抜方法によって実施されることとなった。

このように、商業銀行の現状分析からはモンゴルの銀行制度がいまだ十分な金融機能を果たしていないという結論が導かれる。モンゴル銀行の金融政策には、一面ではインフレを抑制する政策が要請され、他面では金融機関と企業を育成し、維持する積極的な支援政策が要請されていたにもかかわらず、後者の政策は十分ではなかった。

おわりに

本稿で検討したモンゴルの銀行制度の変遷から次の特徴が見出せた。第 1 は、1991 年銀行法①において定められた中央銀行であるモンゴル銀行及び商業銀行に関する規定は、未完成な法令であったということである。第 2 は、モンゴルの銀行制度には制度的にも実態的にも、社会主義時代の慣習が根強く残っているということである。第 3 は、モンゴルの金融機関は首都ウランバートル市に集中しているということである。第 4 は、1990 年以前の不良債権は国債の発行で処理されているので、現在商業銀行が抱えている不良債権のほとんどは市場経済に移行してから発生した不良債権であるということである。最後に、第 5 の点として現在でもモンゴル銀行の強力な権限が必要不可欠であると同時に商業銀行の経営ガバナンスの強化や担保制度の整備も必要不可欠であるということである。市場経済に相応しいモンゴル金融制度の基盤づくりは、単なる「見えざる手」に任せておくだけでは不十分であろう。

*) 本稿の作成にあたっては、レフェリー及び北海道大学大学院経済学研究科吉野悦雄教授より有益なコメントを受けた。なお、本稿における誤りはすべて筆者の責に帰するものである。

65) ②1999 年 2 月 16 日号。

66) ③1999 年 47 号。

67) ④2000 年 11 号。

68) なお現在、商業発展銀行の国家所有株式を投資家募集選抜方式によって民営化する手続は政府の 2001 年 8 月の第 185 号決議によって承認され、公表された。この手続によると、商業発展銀行の民営化の条件とは 1) 国家所有株式の 76.0% (152 万株の国家所有株式) を一口として売却すること、2) 民営化には国際機関を含む外国投資家が参加すること、3) 株式の所有権移転後 2 年以内に、落札者は政府の銀行制度の改善に関する要求を満たすこと、4) 選抜委員会の審査委員には外国のコンサルティング会社が参加することである (⑤2001 年 9 月 3 日号)。

参考文献

(注: モンゴル語の特殊文字は近似キリル文字に置き換えた。)

〈モンゴル語文献〉

- ① БНМАУ - ын Банкны хууль. (モンゴル人民共和国の銀行法) (文献⑤に所収)
- ② Монгол Улсын Төв Банк / Монголбанк / -ны тухай хууль. (モンゴル国の中央銀行 (モンゴル銀行) に関する法律) (文献⑤に所収)
- ③ Монгол Улсын Банкны тухай хууль. (モンゴル国の銀行に関する法律) (文献⑤に所収)
- ④ Монгол Улсын Мөнгөн Хадгаламж Төлбөр Тооцоо, Банкны Зээлийн Уйл Ажиллагааны тухай хууль. (モンゴル国の預金, 決済勘定取引及び貸付業務に関する法律) (文献⑤に所収)
- ⑤ Монгол Улсын Векселийн тухай хууль. (モンゴル国の手形に関する法律) (文献⑤に所収)
- ⑥ Монголбанк, 1997 оны Жилийн Тайлан, Улаанбаатар. (『モンゴル銀行の1997年度年次報告書』ウラーンバートル市)
- ⑦ Монголбанк, 1999 оны Жилийн Тайлан, Улаанбаатар. (『モンゴル銀行の1999年度年次報告書』ウラーンバートル市)
- ⑧ Монголбанк, Статистикийн Мэдээлэл, 1998 оны 6 сар, Улаанбаатар. (『モンゴル銀行月報』ウラーンバートル市, 1998年6月)
- ⑨ Б. Вальтерс, П. Лувсандорж, Ф. Никсон, Б. Сувд, Монголын Эдийн Засаг - шилжилтийн эдийн засгийн гарын авлага -. Улаанбаатар, 1999. (B. Val' ters, P. Luvsandorzh [他] 編『モンゴルの経済』ウラーンバートル市, 1999年)
- ⑩ М. Ринчин, Монгол Улсын Санхуугийн Албаны Туух 1921—1996, Улаанбаатар, 1996. (M. Rinchin 著『モンゴル国の財政史 1921—1996』ウラーンバートル市, 1996)
- ⑪ Монгол Улсын Статистикийн Газар, Монголын эдийн засаг, нийгэм 1993 онд, Улаанбаатар, 1994. (モンゴル国統計局『モンゴル国の経済と社会 1993年』ウラーンバートル市, 1994

年)

- ⑫ Монгол Улсын Статистикийн Газар, Монголын эдийн засаг, нийгэм 1994 онд, Улаанбаатар, 1995. (モンゴル国統計局『モンゴル国の経済と社会 1994年』ウラーンバートル市, 1995年)
- ⑬ Монгол Улсын Статистикийн Газар, Монголын эдийн засаг, нийгэм 1996 онд, Улаанбаатар, 1997. (モンゴル国統計局『モンゴル国の経済と社会 1996年』ウラーンバートル市, 1997年)
- ⑭ Монгол Улсын Үндэсний Статистикийн Газар, Монгол Улсын Статистикийн эмхтгэл 1997, Улаанбаатар, 1998. (モンゴル国統計局『モンゴル国統計年鑑 1997年』ウラーンバートル市, 1998年)
- ⑮ Монгол Улсын Үндэсний Статистикийн Газар, Монгол Улсын Статистикийн эмхтгэл 1998, Улаанбаатар, 1999. (モンゴル国統計局『モンゴル国統計年鑑 1998年』ウラーンバートル市, 1999年)
- ⑯ Монгол Улсын Үндэсний Статистикийн Газар, Монгол Улсын Статистикийн эмхтгэл 1999, Улаанбаатар, 2000. (モンゴル国統計局『モンゴル国統計年鑑 1999年』ウラーンバートル市, 2000年)
- ⑰ Монгол Улсын Үндэсний Статистикийн Газар, Монгол Улсын Статистикийн эмхтгэл 2000, Улаанбаатар, 2001. (モンゴル国統計局『モンゴル国統計年鑑 2000年』ウラーンバートル市, 2001年)
- ⑱ Монгол Улсын Их Хурлын Тамгын Газар, Төрийн Мэдээлэл, Улаанбаатар, 1999, 2000 оны дугаарууд. (モンゴル国会官房局『国家公報』ウラーンバートル市, 1999-2000年各号版)
- ⑲ Монгол Улсын Засгийн Газрын Хэрэг эрхлэх газар, Засгийн Газрын Мэдээлэл, Улаанбаатар, 1998 оны дугаарууд. (モンゴル内閣官房局『内閣公報』ウラーンバートル市, 1998年各号版)

- ②⑩ Едрийн Сонин. (「オウドリー・ソニン」(毎日新聞) 紙各年各号版)
- ②⑪ Зууны Мэдээ. (「ズーニ・メデー」(世紀ニュース) 紙各年各号版)
- ②⑫ Ардын Эрх. (「アルディン・エルフ」(人民権利) 紙各年各号版)
- ②⑬ Засгийн Газрын Мэдээ. (「ザサギン・ガザリン・メデー」(政府公告) 紙各年各号版)
- 〈日本語文献〉
- ②⑭ 青木信治編『変革下のモンゴル国経済』アジア経済研究所, 1993年。
- ②⑮ アジア経済研究所『国別経済協力指針策定のための基礎調査—モンゴルー』1997年3月。
- ②⑯ 種田博, 品川悟, 野村徹, 北野尚宏「モンゴル・マクロ経済調査」『基金調査季報』1992年8月, pp. 83-94。
- ②⑰ 大野成樹「ロシアにおける銀行の資金運用状況(1992~1998年初め): 所在地別, 設立母体別, 規模別視点から」『スラブ研究』2000年第47号, pp. 91-115。
- ②⑱ 栗林純夫, 白須孝「モンゴルにおける経済政策課題の再検討—市場移行期のディレンマ—」『東亜』1997年3月号, 357号, pp. 81-94。
- ②⑲ 栗林純夫「モンゴルの政治経済情勢」『ERINA Report』Vol. 30, 1999, pp. 1-7。
- ③⑩ 黒川雄爾「モンゴル経済改革にみる国際機関と日本」『月刊ESP』1993年10月号第258号, pp. 90-95。
- ③⑪ 国際協力推進協会『開発途上国国別経済協力シリーズ—モンゴルー』1995年3月。
- ③⑫ 白鳥正明「ロシア連邦の1996年銀行法」『国際金融』(外国為替貿易研究会) 975, 1996年11月15日号, pp. 36-40。
- ③⑬ 白鳥正明『ロシア連邦の銀行制度研究: 1992~1995年』日本経済評論社, 1996年。
- ③⑭ 中内恒夫「体制移行中の中国・モンゴール・インドシナをみて(中)」『世界経済評論』1993年11月号, pp. 34-44。
- ③⑮ 広野良吉編『モンゴルの市場経済移行への支援: 産業政策を中心に』FASID, 1996年3月。
- ③⑯ 本間勝, 佐々木清隆「モンゴルの市場経済移行」『国際金融』1995年12月15日957号, pp. 20-23。
- ③⑰ 安田靖『モンゴル経済入門』日本評論社, 1996年。
- ③⑱ ロシア東欧経済研究所編『転換期のロシア・東欧諸国への西側諸国の対応』1994年3月。
- 〈英語文献〉
- ③⑲ Belyanova E. And Rozinsky I., "Evolution of Commercial Banking in Russia and the Implications for Corporate Governance". Aoki M. And Kim H., ed. (1994), "Corporate Governance in Transitional Economies-Insider Control and the Role of Banks", The World Bank, Washington, D. C.
- ④⑩ Hongjoo Hahm (1993), "The Development of the Private Sector in a Small Economy in Transition: The Case of Mongolia", *World Bank Discussion Paper*, No. 223, Washington, D. C.
- ④⑪ Hongjoo Hahm and Demir Yener (1998), "Financial Sector Reforms in Mongolia", *EDI Working Papers*, Washington, D. C.
- ④⑫ International Monetary Fund (1995), "Mongolia-Background Paper", *IMF Staff Country Report*, No. 95/11, Washington, D. C.
- ④⑬ International Monetary Fund (1996), "Mongolia-Background Material", *IMF Staff Country Report*, No. 96/24, Washington, D. C.
- ④⑭ International Monetary Fund (1999), "Mongolia: Selected Issues", *IMF Staff Country Report*, No. 99/4, Washington, D. C.
- ④⑮ International Monetary Fund (2000), "Mongolia: Statistical Annex", *IMF Staff Country Report*, No. 00/26, Washington, D. C.
- ④⑯ Peter Boone (1994), "Grassroots Macroeconomic Reform in Mongolia", *Journal of Comparative Economics*, June 1994, 18(3), pp. 329-356。
- ④⑰ The World Bank (1992), "Mongolia-Toward a Market Economy", Washington, D. C.
- ④⑱ The World Bank (1997), "Mongolia: Country Economic Memorandum-Policies for Faster Growth", *Economic Report*, No. 16749, Washington, D. C.
- 〈法令資料集一覧〉
- ④⑲ Монгол Улсын Хууль Зүйн Яам, Монгол

Улсын Хуулиуд 4, Улаанбаатар, 1997. (モンゴル国法務省『モンゴル国の法律集 4』ウラーンバートル市, 1997 年)

- ⑤⑩ Монгол Улсын Хууль Зүйн Яам, Монгол Улсын Хуулиуд 5, Улаанбаатар, 1997. (モンゴル国法務省『モンゴル国の法律集 5』ウラーンバートル市, 1997 年)

- ⑤⑪ БНМАУ - ын Засгийн Газрын Омч Хувьчлалын Комисс, Эдийн Засаг, Аж Ахуйн

уйл ажиллагаатай холбогдсон БНМАУ - ын Хууль Тогтоомж, Засгийн Газрын Тогтоолын Эмхтгэл, Улаанбаатар, 1991 он.

(モンゴル人民共和国の資産私有化委員会『経済活動に関連するモンゴル人民共和国の法令及び政府決議集』ウラーンバートル市, 1991 年)

ウェブ・サイト・アドレス

<http://www.mongolbank.mn/> (モンゴル銀行)